

公益財団法人山口県スポーツ協会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第38条の規定に基づき、本会が本県スポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役・職員の綱紀肅正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟団体規程、日本スポーツ協会スポーツ憲章など関係規程の遵守に関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長が本会理事、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。

ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。